

インターネット青少年保護への行動経済学適用の可能性
—携帯端末の適切利用普及に向けた組織的取組を題材にして—

齋藤 長行¹

要約

愛知県刈谷市児童生徒愛護会は、地域の小中学生のスマートフォン等の携帯端末の適切利用を促すために、2014年に、夜9時以降は携帯端末を保護者が預かると呼びかけを講じた。この施策は、Thaler & Sunsteinが提唱するリバタリアン・パターナリズムの政策理念に類似する要素があり、この「夜9時」までの呼びかけはナッジとして機能したものと考えられる。そこで、本研究では、愛護会の取組がリバタリアン・パターナリズムの要件を満たしていたかを量的に検証した。

JEL 分類番号： D19, D91, I30

キーワード：インターネット青少年保護、携帯端末、リバタリアン・パターナリズム、アンカリング

1. 研究の背景

近年、携帯電話やスマートフォンなどインターネットに接続できる携帯デバイスが、青少年に普及している。これらの携帯デバイスの利用は、利益のみならず、不利益をもとらしており、その様な青少年のインターネット利用から生ずる問題が社会問題化している。特に、成人に比べリスクに対する判断力や経験に乏しい青少年においては、社会制度としての保護基盤を構築していく必要があると言える。

このような状況を鑑み、愛知県刈谷市では、同市の小中学校や社会団体関係者で構成される刈谷市児童生徒愛護会（以下：愛護会）が、携帯電話やスマートフォン等の携帯端末の適切利用に関する取組を講じた。この取り組みでは、2014年度の新学期が始まる4月から開始されているものであり、同市の小中学校全21校の保護者に対する、青少年の適切な携帯端末の利用のために求められる対処の呼びかけである。呼びかけの方法は、保護者に対してプリントを配布する形式で行われた。

この呼びかけでは、次の3点のことが呼びかけられている。①子どもに必要なない携帯

¹ 齋藤 長行 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究所 nagayuki.saito@gmail.com

電話・スマートフォンを持たせない。②親子でルール作りをし、携帯電話・スマートフォンを契約する際には必ずフィルタリングを利用すること。③夜9時以降は子どもの携帯電話・スマートフォンを保護者が預かるという3点の具体的な方策を保護者に提示している。特に「夜9時」以降に携帯端末の利用を控える呼びかけについては、他の地域・自治体において、刈谷市を手本にした同様の取り組みが実施されている。2014年5月には、国会の衆議院青少年問題に関する特別委員会で本取組の主導者である刈谷市立雁が音中学校校長が参考人として招致され意見陳述するなど、国家レベルで注目を受ける取り組みとなった（衆議院, 2014）。

本稿では、行動経済学の観点から、愛護会の取組を考察するとともに、インターネットを利用する青少年の保護政策の実質的機能を高めるための方策について議論を展開する。

2. 行動経済学の視点から見る愛護会の取組

インターネットを利用する青少年の保護政策において、家庭のルールの普及は重要政策課題になっているにも関わらず、その普及は十分に進んでいないのが現状である（内閣府, 2017）。そのような社会状況のなか、愛護会の呼びかけは地域社会において実効性がある取組になったと言えよう。

そこで社会統治の側面から、愛護会の取組がなぜ青少年や保護者から支持を得ることができたのかについて考えてみたい。愛護会の取組は市内の小中学校が連携し、地域に居住する青少年とその保護者に対する携帯端末の適切利用に関する呼びかけを行ったものである。この取組は「呼びかけ」であり義務規定ではない（衆議院, 2014）。

愛護会が行った取組は「呼びかけ」であり、その呼びかけに賛同するか、否かについては個々の家庭の判断に委ねられている。言い換えると、青少年と保護者には「選択の自由」が確保されているのである。これは、「選択の自由」の余地があることから、Thaler & Sunstein が提唱するリバタリアン・パターナリズムの立場からの施策にあてはめられる。Thaler & Sunstein (2008) は、「リバタリアニズム」と「パターナリズム」の相反する社会統治の理念を組み合わせた概念としてリバタリアン・パターナリズムを提唱している。この理念は、「相対的に弱く、ソフトで、押しつけ的ではない形のパターナリズム」であり、人々の「選択の自由が妨げられているわけでも、選択肢が制限されているわけでも、選択が大きな負担になる」ことなしに、パターナリズムの立場から政策を実行する手法であるととらえることができる。

Thaler & Sunstein は、このリバタリアン・パターナリズムによる社会統治を実現するための方策として、人々の行動変容を促す「ナッジ」を行うことの有効性について言及している。彼らの主張するナッジとは、人々に対して「選択を禁ずることも、経済的なイン

センティヴを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャのあらゆる要素」を施すことであるとしている。

本取組に該当する選択アーキテクチャをみていくと、「夜 9 時」以降の携帯端末の利用制限の呼びかけは、その利用を止めるきっかけとなる時間としてのアンカー値が提示されたものだと言えよう。Tversky & Kahneman (1974) は、人間の判断は先行するアンカー値に引き付けられ、その値に近い判断をとる傾向にあることを指摘している。本取組にあてはめて考えてみると、保護者に提示された「夜 9 時」がアンカー値となり、彼らの判断をその時間に引き付けたと考えられる。

この呼びかけが行われる前は、何時になったら携帯端末の利用を控えるかについて、明確な基準がなく、その判断は各家庭に委ねられていた。これはいわばリバタリアニズムによる取組であったと言える。しかし、リバタリアニズムが施行された場合、青少年のインターネットの安全利用に意識の高い保護者は家庭のルールとして利用時間の設定を行うであろうが、安全意識が決して高いとは言えない保護者においては、現状維持バイアスがかかり (Samuelson & Zeckhauser, 1988)、家庭のルールの設定を先送りしてしまうかもしれない。この様な問題の発生を防ぎ、可能な限り多くの家庭においてルールが設定されるためのナッジとして、アンカリングは有効な施策となったと考えられる。

だが、ナッジを講じる場合、アンカー値はナッジの対象者の判断を不利益な方向に歪めるものであってはならない。なぜなら、Tversky & Kahneman が実験から明らかにしたように、提示するアンカー値を操作することにより、人間の行動を意図的な方向に誘導することもできるからである (Tversky & Kahneman, 1974)。Thaler(2018)は、ナッジの運用に関する定義として、“nudge for good”を掲げ、ナッジは人々の福祉を高めるために為に用いる方策であり、行動変容させる側の恣意的な意図でナッジを講じるのであれば、それは「汚泥 (sludge)」であると指摘している。さらに、Thaler & Sunstein のリバタリアン・パターナリズムの定義から見ても、「選択が大きな負担」となるアンカー値の設定は、リバタリアン・パターナリズムの要件を満たすものではないと言える。従って、青少年の携帯端末の適切利用を啓発していく取組として提示するアンカー値は、青少年と保護者にとって「選択が大きな負担」となるものであってはならないと言えよう。

以上の議論から、本研究では、愛護会が市内の小中学生の保護者に講じた「夜 9 時以降は子どもの携帯電話・スマートフォンを保護者が預かる」という取組が、Thaler & Sunstein が提唱するリバタリアン・パターナリズムの要件である「選択の自由が妨げられているわけでも、選択肢が制限されているわけでも、選択が大きな負担にならない」という要件を満たすものであるかを検証することを目指す。さらに、その検証結果を踏まえて、青少年保護政策の実効性を高めるための方策について考察する。

3. 調査の実施と調査結果

3.1. 調査概要

本研究では、愛護会が地域の保護者に対して講じた青少年保護の取組が Thaler & Sunstein が提唱するリバタリアン・パターンリズムの要件を満たすものであるかを量的側面から検証する。量的な検証として、保護者に対する意識調査データの分析を行う。この調査は、全国高校 PTA 連合会と連携し、保護者 1,438 人を被験者として、携帯端末の利用時間のルール設定に関する意識を紙筆式アンケートで実施したものである（参照：表 1）。

表 1：保護者に対する調査実施概要

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 対象 | PTA イベントに会場した保護者 |
| 対象者数 | 対象者：1,500 名 回収数：1,438 件（回収率 95.87%） |
| 実施方法 | PTA イベント会場における紙筆式アンケート |
| 実施時期 | 2014 年 8 月 |

3.2. 分析結果

愛護会では、利用時間のアンカー値として、保護者に対して「夜 9 時」を提示した。これはあくまで本取組の主体である愛護会が提示したアンカー値である。よって、現実の保護者がその「夜 9 時」の設定時間に同調できるか否かを明らかにする必要がある。そこで、保護者 1,438 人に対して各学齢において携帯端末の利用時間の設定に対する意識調査を行った。

本調査では、アンケートにより、保護者に対して「各学齢期における携帯電話・スマートフォンを利用を控える適切な時間は何時ですか？」という問いかけをし、「20 時」、「21 時」、「22 時」、「23 時」、「制限不要」の各選択肢の中から択一してもらった。これらの選択肢の設定については、愛護会の設定した「夜 9 時」に対する検証として、保護者が小学生年代から高校生年代の自分の子どもに対して、夜間携帯端末の時間を控える時間として選択される可能性があると考えられる選択肢として設定した。

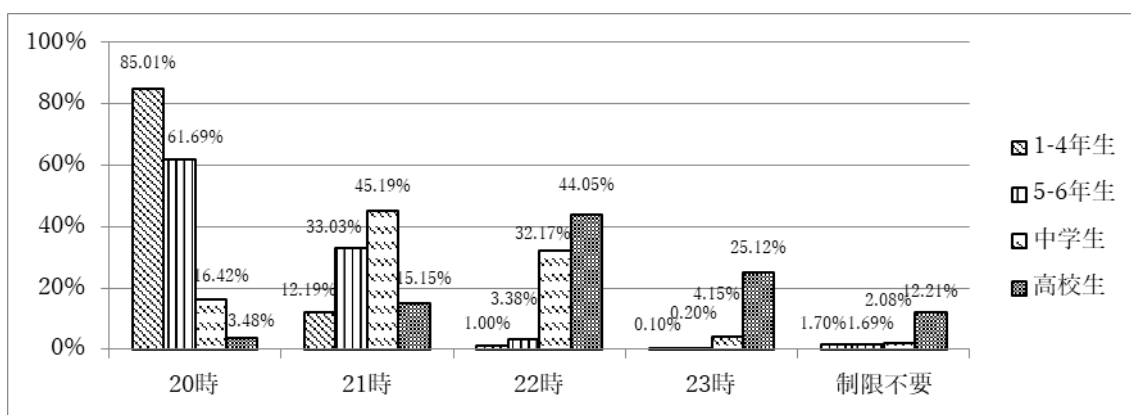


図 1：各学齢における携帯端末の利用時間の設定に対する意識

調査の結果、小学校 1-4 年生の学齢期における保護者が考える適切な時間帯としては、20 時が 85.01%、21 時が 12.19%という結果となった((4,N=1001)=2692.68, $p<.01$)。小学校 5-6 年生では、20 時が 61.69%、21 時が 33.03%という結果となった((4,N=1005)=1463.02, $p<.01$)。一方、中学生の学齢期における保護者が考える適切な時間帯としては、21 時が 45.19%、22 時が 32.17%という結果となった((4,N=1060)=724.99, $p<.01$)。さらに、高校生においては、22 時が 44.05%、夜 23 時が 25.12%という結果となった((4,N=1294)=622.27, $p<.01$)。この結果からも、中学生においては、「夜 9 時」のアンカー値は、概ね保護者の意識とも同調するものであったと言えよう(参照：図 1)。

4. 分析結果を踏まえた考察

分析結果を踏まえて、愛護会の取組が Thaler & Sunstein が挙げるリバタリアン・パターンリズムの要件を満たしていたのかを検討するとともに、携帯端末の適切利用におけるリバタリアン・パターンリズムによる政策の有効性と、その成立要件を考察したい。

保護者に対する携帯端末の利用を控える適切な時間に関する分析では、愛護会がアンカー値として設定した小中学生の家庭に対する「夜 9 時」の呼びかけは、保護者が小中学の学齢期の子どもたちにとって適切と考える時間帯と最も近かった。この結果から、「夜 9 時」は Thaler & Sunstein が挙げるリバタリアン・パターンリズムの要件である「選択が大きな負担に」になっていないという要件を満たしていたと言えるであろう。

5. 残された研究課題

本稿では、刈谷市児童生徒愛護会による携帯電話・スマートフォンの適切利用に対する取組がリバタリアン・パターンリズムの要件を満たすものであるかを量的に検証した。検証の結果、提示されたアンカー値は、保護者にとって選択することが負担とならないアン

カー値であったことが分かった。

では、愛護会が本取組を講じるにあたり、どのような要因が彼らの意思決定に影響を及ぼしたのだろうか。もし、強制力のある規制的手法により、青少年を保護するとしたら、彼らの保護と引き換えに彼らの自由なインターネット利用の権利に介入することになる。さらに、政策実施主体が、拘束力を持つ権威団体でないのであれば、公的な介入をすること自体できない。仮に、行政組織等の権威団体であったとしても、人々の自由権に関わる問題に対して直接的に介入することは不可能である。これらの疑問については、今後の研究課題として、更に研究を進めていきたい。

参考文献

Samuelson, W. & Zeckhauser, R.J. (1988). Status Quo Bias in Decision Making, *journal of Risk and Uncertainty*, 1, pp.7-59.

Thaler, R. H. (2018). Nudge, not sludge, *Science*, Vol. 361, Issue 6401, pp. 431.

Thaler, R. H., & Sunstein, C. R. (2008). *Nudge- improving decisions about health, wealth, and happiness*, Yale University Press, London.

Tversky, A. & Kahneman, D. (1974). Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases, *Science*, Vol. 185, No. 4157, pp.1124-1131.

衆議院(2014)。「第 186 回国会青少年問題に関する特別委員会第 5 号（議事録）」,

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/007318620140522005.htm

(2019 年 7 月 20 日確認)